明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則（人事院八―一八―三一）　一
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務三五九）　二
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三六〇）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同三六一）　五
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同三六二）　六
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三六三）　六
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（同三六四）　六
○令和三年総務省告示第二百六十四号の一部を訂正する件（同三六五）　六
○令和元年総務省告示第百五十二号の一部を訂正する件（同三六六）　六
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務二七〇、二七二、二七三、二七六）　七
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同二七一、二七四、二七五）　七
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則八―一八（採用試験）第六条第二項第一号の規定に基づき、平成二十三年人事院公示第一六号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一四）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示、企業年金基金変更、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、企業年金連合会令和二事業年度決算等、日本弁護士連合会公示送達関係　二
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　六

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年十一月八日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則八―一八―三一

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（採用試験の種類ごとの名称） **第三条**　（略） 2　（略） 3　専門職試験（法第四十五条の二第二項第三号に規定する専門職試験をいう。以下同じ。）である採用試験の種類ごとの名称は、次の各号に掲げる当該採用試験の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。 一～十四　（略） 十五　対象官職等政令第一条第二項第十三号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第一号イに規定する者に対して行う採用試験　海上保安官採用試験 十六　対象官職等政令第一条第二項第十四号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第一号ロに規定する者に対して行う採用試験　海上保安大学校学生採用試験 十七　対象官職等政令第一条第二項第十五号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第一号ロに規定する者に対して行う採用試験　海上保安学校学生採用試験 4　（略）	（採用試験の種類ごとの名称） **第三条**　（略） 2　（略） 3　専門職試験（法第四十五条の二第二項第三号に規定する専門職試験をいう。以下同じ。）である採用試験の種類ごとの名称は、次の各号に掲げる当該採用試験の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。 一～十四　（略） 十五　対象官職等政令第一条第二項第十三号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第二号に規定する者に対して行う採用試験　海上保安官採用試験 十六　対象官職等政令第一条第二項第十四号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第三号に規定する者に対して行う採用試験　海上保安大学校学生採用試験 十七　対象官職等政令第一条第二項第十五号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第三号に規定する者に対して行う採用試験　海上保安学校学生採用試験 4　（略）

附　則

この規則は、令和四年二月一日から施行する。